



dream idea passion

第19期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

平成28年5月28日（土曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ「タワーホール」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
- 第5号議案 当社の使用人に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

【株主懇親会中止のお知らせ】

定時株主総会終了後の株主懇親会等の開催予定はございませんので、予めご了承くださいませようようお願い申し上げます。

ディップ株式会社

証券コード：2379

(証券コード 2379)

平成28年5月11日

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目6番1号
デ イ ッ プ 株 式 会 社
代表取締役社長 兼 CEO 富 田 英 揮

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を次頁記載のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、書面または電磁的方法（インターネット等）で議決権を行使することができますので、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイトにおいて賛否をご入力されるか、いずれかの方法により、平成28年5月27日（金曜日）午後6時30分までに到着するよう議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

当日ご出席の際には、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成28年5月28日（土曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ「タワーホール」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第19期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
- 第5号議案 当社の使用人に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
4. 招集にあたっての決定事項
- 3頁及び4頁【インターネットによる議決権行使のご案内について】をご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dip-net.co.jp>）に掲載させていただきます。

行使期限

平成28年5月27日（金曜日）
午後6時30分まで

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から議決権行使サイト（<http://www.evotef.jp/>）にアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）

※ 「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の登録商標です。

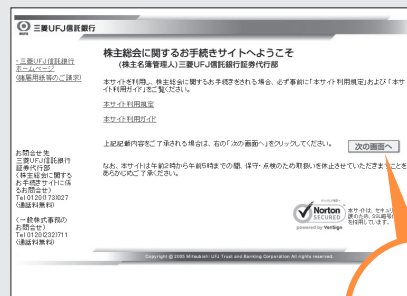
(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

●ご注意

(1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

1 議決権行使サイトにアクセスする



①「次の画面へ」をクリック

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

2 ログインする

- ② お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する

- ④ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

- ⑤ 「送信」をクリック

- ⑥ 確認画面が出たら「確認」をクリック

以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

● 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

(携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。)

システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク

(三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

電話 **0120-173-027** (通話料無料)
(受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、政府の経済政策や日銀による金融緩和策の効果が継続し、円安を背景とした輸出産業の収益改善が見られるなど、全体的に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、中国をはじめとした新興国や資源国等の景気の下振れ懸念が増すなど、我が国経済における先行きの不確実性は高まりつつあります。

人材ビジネスを取り巻く環境においては、平成28年2月の有効求人倍率(季節調整値)は前事業年度末と比較して0.13ポイント上昇し1.28倍と高い水準で推移しており、完全失業率(季節調整値)は前事業年度末から0.2ポイント低下し3.3%となっております。

このような環境のなか、平成27年4月には当社設立以来最多となる約300名の新卒社員を迎え、当事業年度に営業拠点を7拠点新設(全27拠点)するなど、営業体制の基盤強化を行っております。主力事業であるメディア事業においては、求人サイトのコンテンツ拡充及びクオリティ向上に注力してまいりました。また、積極的な広告宣伝投資を実施することでサイト認知度の向上及びユーザー層の拡大に取り組んでまいりました。エージェント事業におきましては、顧客基盤を強化するとともに、効果的な広告宣伝施策等により看護師の登録拡大に努めてまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は267億98百万円(前年同期比37.2%増)、営業利益は71億62百万円(前年同期比49.0%増)、経常利益は71億70百万円(前年同期比48.8%増)となりました。

また、当事業年度において特定同族会社の留保金課税の適用除外(当期適用と仮定した場合は、法人税、住民税及び事業税1億86百万円)となったことも影響し、当期純利益は46億75百万円(前年同期比63.7%増)となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

I メディア事業

メディア事業では、求人広告サイトである「バイトル」、「はたらこねっと」等の運営をしております。

「バイトル」におきましては、認知度の向上やユーザー獲得を目的とした積極的な広告宣伝活動、多様化するユーザーニーズへの対応に取り組んでまいりました。広告宣伝活動では、引き続き、AKB48グループを「バイトル」のTVCF等に起用し、パート層ユーザーの拡大を目的とした母子共演によるTVCFや、ユーザー満足度総合評価1位（注1）を訴求したTVCFなどを放映してまいりました。また、「バイトル」の特色の一つである職場紹介動画で従業員を紹介するTV番組「淳・ぼるの〇〇（まるまる）バイト」の単独提供や、平成27年8月10日の「バイトルの日」に「バイトル」ユーザー8,100名を招待した「バイトルの日スペシャルライブ」の開催、AKB48公式メンバーをアルバイトで募集する「バイトAKB」など、話題性に富んだユニークなプロモーション活動を行ってまいりました。さらに、応募を促進するためにLINE株式会社が運営する無料コミュニケーションアプリ「LINE（注2）」の公式アカウントからユーザーに有益な情報を提供するとともに、公式アカウントの登録ユーザーに対して平成27年5月と9月には「バイトル」オリジナルスタンプを配信し、ユーザー登録を促してまいりました。加えて、多様化するユーザーニーズに対応するため、正社員・契約社員求人情報アプリ「バイトル社員（iOS版）」、制服からアルバイトが探せるアプリ「snapバイトル」及び東京都渋谷区、新宿区エリアにおいて「iBeacon（注3）」を活用した新機能「バイトルプッシュ」の提供を開始しました。

「はたらこねっと」におきましては、平成27年9月の派遣法改正にともなう需要拡大を鑑み、前事業年度に続き、女優の上戸彩さんを起用したTVCFを放映し、派遣社員という雇用形態で働くことのメリットを訴求するとともに、応募効果の高いWEB広告を積極的に展開し、当社サービスの認知度向上とユーザー獲得に注力してまいりました。また、サイト内の応募フォームを改修するなど、ユーザビリティの向上にも取り組んでまいりました。

上記施策とともに営業活動を強化し、「バイトル」「はたらこねっと」の契約社数及び掲載情報数の拡大に注力した結果、当セグメントにおける売上高は239億56百万円（前年同期比41.0%増）、セグメント利益は87億81百万円（前年同期比49.5%増）となりました。

（注1）平成26年12月楽天リサーチ調査結果。

（注2）「LINE」はLINE株式会社の商標です。

（注3）「iBeacon」はApple Inc.の商標です。

Ⅱ エージェント事業

エージェント事業では、「ナースではたらこ」サイトへご登録いただいた転職を希望される看護師へ、医療機関を紹介する人材紹介事業を運営しております。

当事業年度におきましては、キャリア・アドバイザーの採用による人員、育成の強化、及び札幌オフィス開設など、拠点開設による事業基盤の拡大を図ってまいりました。また、効果的な広告宣伝投資や、転職活動に役立つコンテンツの充実化を行い、看護師の登録拡大に努めてまいりました。事業開始当初より看護師満足度の向上を掲げ、きめ細かい看護師サポートを継続的に行ってきた結果、平成27年3月に新設された「職業紹介優良事業者認定制度」において最初の「職業紹介優良事業者」の1社に認定され、平成27年4月に実施された楽天リサーチによる看護師人材紹介会社の看護師満足度第1位になるなど、当社のサービスが高い評価をいただきました。

これらの結果、売上高は28億41百万円（前年同期比11.6%増）、セグメント利益は4億50百万円（前年同期比12.8%減）となりました。

セグメント別売上高

セグメント	第18期 (平成27年2月期) (千円)	第19期 (当事業年度) (平成28年2月期) (千円)	前期比増減額 (千円)	前期比増減率
メディア事業	16,985,445	23,956,850	6,971,405	41.0%
バイトル	15,089,150	20,975,064	5,885,913	39.0%
はたらこねっと	1,827,864	2,938,969	1,111,105	60.8%
その他	68,430	42,816	△25,613	△37.4%
エージェント事業	2,545,462	2,841,489	296,026	11.6%
合計	19,530,907	26,798,340	7,267,432	37.2%

- ② 設備投資の状況
当事業年度において実施した設備投資は11億71百万円であり、その主なものは、当社運営サイトのリニューアルを目的としたソフトウェアへの投資9億18百万円であります。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

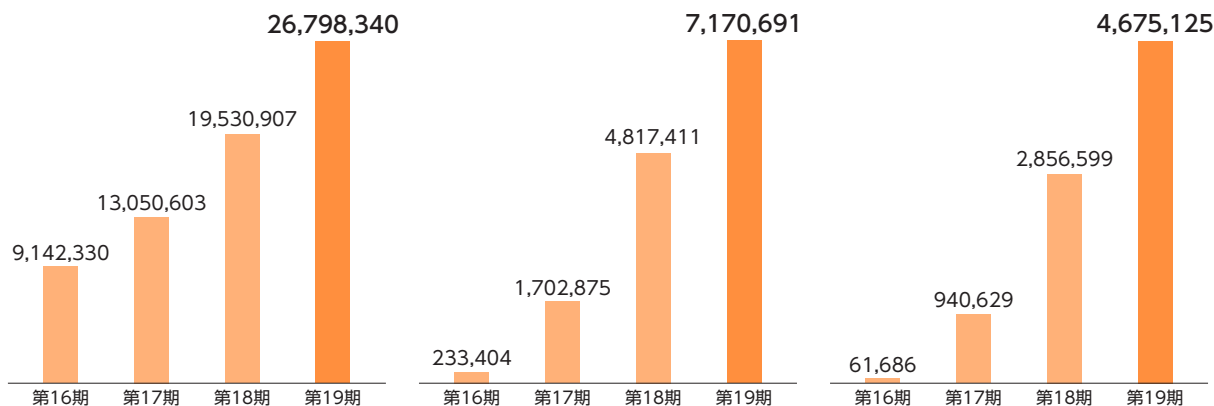
区 分	第 16 期 (平成25年 2月期)	第 17 期 (平成26年 2月期)	第 18 期 (平成27年 2月期)	第 19 期 (当事業年度) (平成28年 2月期)
売上高 (千円)	9,142,330	13,050,603	19,530,907	26,798,340
経常利益 (千円)	233,404	1,702,875	4,817,411	7,170,691
当期純利益 (千円)	61,686	940,629	2,856,599	4,675,125
総資産 (千円)	5,830,212	7,710,082	11,021,698	15,326,055
純資産 (千円)	3,459,330	4,316,188	6,643,691	10,384,946
1株あたり当期純利益 (円)	5.56	85.06	257.97	84.44
1株あたり純資産額 (円)	313.48	389.78	597.06	183.76

- (注) 1. 1株あたり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 平成24年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。そのため、第16期の1株あたり当期純利益及び1株あたり純資産額につきましては、当該株式分割が第16期の期首に行われたと仮定して算出しております。
 3. 平成27年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。そのため、第19期の1株あたり当期純利益及び1株あたり純資産額につきましては、当該株式分割が第19期の期首に行われたと仮定して算出しております。

■ 売上高 (千円)

■ 経常利益 (千円)

■ 当期純利益 (千円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 運営事業の強化

当社運営事業の強化のためには、営業力の強化及び生産性の向上が重要であると認識しております。そのために、積極的採用活動及び人材育成に注力し、個々のスキルアップを図ってまいります。

メディア事業におきましては、運営サイトへの集客強化のための様々な広告宣伝活動、サイト競争力の優位性確保のため掲載情報数の拡大に向けて、積極的な営業活動を実施してまいります。

エージェント事業におきましては、看護師の登録数増加のための囲い込み施策を積極的に展開し、決定率の向上に努めるとともに、看護師及び医療機関の満足度向上を追求してまいります。

② ブランド力強化とユーザー数の拡大、クライアントとの関係強化

当社の事業成長のためには、当社及び当社サービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために、情報の質の向上と量の拡大に努めるとともに、ユーザーの利便性を高めるためのサイト開発を継続的に行ってまいります。

そして、運営サイトの効果的な広告宣伝活動等により当社サービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを獲得するための施策を積極的に実施することでユーザー数の拡大に努めてまいります。

また、ユーザーの拡大による基盤強化と顧客提案力の向上で、クライアントとの関係を強化してまいります。

③ 新規事業の実現

当社の事業領域でありますインターネットにおける求人情報提供サービス及び人材紹介サービス以外の分野においても、インターネットを

軸とした新たな価値創造に向けた新規事業の実現が急務であると認識しております。当社の既存事業とシナジー効果を得て、新たな価値を生むための取組みを積極的に展開してまいります。

④ システムの強化

当社は、インターネットによるサービス提供を行っており、安定した事業運営を行うにあたり、サーバ設備の強化、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ・開発・保守管理体制が極めて重要であると認識しております。今後も、適切な設備投資を行うことでシステムの安定性確保に取組み、市場環境の変化に対応した運用体制整備を継続的に行ってまいります。

⑤ 個人情報保護と情報セキュリティの強化

個人情報等に係るすべての情報を事業運営上最も大切な資産のひとつとして認識し、その保護体制構築に向け、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、情報セキュリティマネジメントシステムの構築・維持向上に努めることで、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

⑥ 組織体制の強化

当社は、業容の拡大に伴い新卒営業人員、システム開発担当者をはじめとし、積極的な採用活動を行っております。今後も人員の増加にあわせて、従業員の育成を強化し、マネジメント体制を強化することで組織力の強化に取組んでまいります。これにより、適切な管理体制の構築と意思決定のスピードを向上させるとともに、ビジネスプロセス、意思決定プロセスの改善を積極的に実施してまいります。

また、内部統制システムの整備・充実を継続的に推進し、組織体制強化に取組んでまいります。

(5) **主要な事業内容** (平成28年2月29日現在)

当社は「インターネット求人情報提供サービス事業」と「人材紹介事業」を主要な事業としております。

(6) **主要な営業所** (平成28年2月29日現在)

本社	東京都港区	名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区
新宿オフィス	東京都渋谷区	大阪オフィス	大阪府大阪市北区
新宿第2オフィス	東京都渋谷区	福岡オフィス	福岡県福岡市中央区
横浜オフィス	神奈川県横浜市神奈川区		

(注) 以上オフィスの他、札幌、高崎、大宮、北千住、神田、池袋、新橋、立川、町田、川崎、千葉、船橋、金山、岡崎、岐阜、京都、難波、京橋、神戸及び小倉オフィスがあり、合計27オフィスとなっております。

(7) **使用人の状況** (平成28年2月29日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,098(228)名	262名増	29.4歳	4.2年

(注) 派遣社員及び臨時雇用社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先**

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2 株式の状況 (平成28年2月29日現在)

- (1) 発行可能株式総数 213,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 62,000,000株
- (3) 株主数 5,890名
(前期末比3,059名増)

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
E K Y T 株式会社	23,340,000株	40.7%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	3,447,229株	6.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口)	1,918,000株	3.3%
指定有価証券信託受託者 株式会社S M B C信託銀行	1,860,000株	3.2%
モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	1,747,992株	3.1%
B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T J P R D A C I S G (F E - A C)	1,677,589株	2.9%
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y	1,427,122株	2.5%
C R E D I T S U I S S E S E C U R I T I E S (E U R O P E) L I M I T E D M A I N A C C O U N T	1,409,349株	2.5%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,238,600株	2.2%
M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S	1,076,184株	1.9%

- (注) 1. 当社は、自己株式を4,716,145株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 「指定有価証券信託受託者 株式会社S M B C信託銀行」名義の株式1,860,000株は富田英揮氏が保有する当社株式を信託設定したものであり、議決権については富田英揮氏が指図権を留保しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 平成27年9月1日付で、普通株式1株に対し5株の割合をもって株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が、49,600,000株増加し、62,000,000株となっております。
- ② 平成27年9月1日付の株式分割に伴い、同日をもって、会社法第184条第2項の規定に基づき当社定款第5条を変更し発行可能株式総数を170,720,000株増加し、213,400,000株としております。

3 新株予約権等の状況

1 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年2月29日現在）

(1) 平成26年6月13日開催の取締役会決議による第4回新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき411,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない
- ④ 新株予約権の行使期間 平成28年7月15日から平成31年7月14日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有人数
取締役 (社外取締役を除く)	80個	普通株式40,000株	4人

(注) 当社は、平成27年9月1日付で1株を5株とする株式分割を行っているため、新株予約権1個に対する新株予約権の目的である株式の数は、500株となり、目的である株式の数は、合計40,000株となっております。

(2) 平成27年6月15日開催の取締役会決議による第5回新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき1,344,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない
- ④ 新株予約権の行使期間 平成29年7月14日から平成32年7月13日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有人数
取締役(社外取締役を除く)	110個	普通株式55,000株	4人
社外取締役	40個	普通株式20,000株	2人

(注) 当社は、平成27年9月1日付で1株を5株とする株式分割を行っているため、新株予約権1個に対する新株予約権の目的である株式の数は、500株となり、目的である株式の数は合計55,000株（取締役（社外取締役除く））及び20,000株（社外取締役）となっております。

2 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成27年6月15日開催の取締役会決議による第5回新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき1,344,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない
- ④ 新株予約権の行使期間 平成29年7月14日から平成32年7月13日まで
- ⑤ 当社使用人への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	交付人数
当社の使用人	564個	普通株式282,000株	246人

(注) 当社は、平成27年9月1日付で1株を5株とする株式分割を行っているため、新株予約権1個に対する新株予約権の目的である株式の数は、500株となり、目的である株式の数は、合計282,000株となっております。

3 上記1及び2以外の会社が発行した新株予約権等に関する重要な事項（平成28年2月29日現在）

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年2月29日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CEO	富田 英 揮	
取 締 役	岩 田 和 久	COO (最高執行責任者) 兼メディア事業本部長
取 締 役	大 友 常 世	戦略推進担当兼CHO (最高人事責任者) 兼人事本部長
取 締 役	植 木 克 己	CIO (最高情報責任者) 兼商品開発本部長
取 締 役	渡 辺 永 二	執行役員 経営管理本部長
取 締 役	野 田 稔	株式会社ヴァイセコーポレーション代表取締役
取 締 役	清 水 達 也	株式会社DEiBA Company (デアイバカンパニー) 代表取締役
監 査 役 (常 勤)	小 林 功 一	小林 公認会計士事務所 所長
監 査 役	江 尻 隆	弁護士法人西村あさひ法律事務所 社員
監 査 役	望 月 明 彦	望 月 公 認 会 計 士 事 務 所 代 表
監 査 役	喜 藤 憲 一	株式会社ケイ・イノベーション 代表取締役

- (注) 1. 取締役野田稔及び取締役清水達也の両氏は、社外取締役であります。なお、当社は取締役野田稔及び取締役清水達也の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役小林功一及び監査役江尻隆の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は監査役小林功一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役小林功一、監査役江尻隆、監査役望月明彦及び監査役喜藤憲一氏の各氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役小林功一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
 - ・監査役江尻隆氏は、弁護士として企業関係法務に精通しております。
 - ・監査役望月明彦氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役喜藤憲一氏は、経営者として経営戦略や財務及び会計における豊富な知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
喜藤 憲一	平成27年5月23日	任期満了	取締役株式会社ケイ・イノベーション代表取締役 株式会社ハブ社外監査役

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取 （うち社外取締役）	8名 (3名)	264,856千円 (23,468千円)
監 （うち社外監査役）	4名 (2名)	20,975千円 (13,225千円)
合 （うち社外役員計）	12名 (5名)	285,831千円 (36,693千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 喜藤憲一氏は、平成27年5月23日開催の第18期定時株主総会において取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給人員及び支給額について取締役期間は取締役に、監査役期間は、監査役に含めて記載しております。
 3. 取締役の支給額には、平成26年6月13日開催の取締役会決議による第4回新株予約権として、取締役4名に付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役7,020千円）を含んでおります。
 4. 取締役の支給額には、平成27年6月15日開催の取締役会決議による第5回新株予約権として、取締役6名（社外取締役2名含む）に付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役27,631千円）を含んでおります。
 5. 平成27年5月23日開催の第18期定時株主総会において、取締役の報酬額として年額700,000千円（うち社外取締役分は年額100,000千円）以内（ただし、使用人分給与は含まない。）及び、別枠で、ストックオプション報酬額として年額350,000千円（うち社外取締役分は年額50,000千円）以内と決議いただいております。
 6. 平成27年5月23日開催の第18期定時株主総会において、監査役の報酬額として年額50,000千円以内及び、別枠で、ストックオプション報酬額として年額25,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 社外取締役にに関する事項

取締役野田稔氏は、株式会社ヴァイセコーポレーションの代表取締役を兼任しております。当社は、株式会社ヴァイセコーポレーションとの間には特別の関係はありません。

取締役清水達也氏は、株式会社DEiBA Company（デアイバカンパニー）の代表取締役を兼務し、同社は当社と取引がありますが、その取引金額は第19期において600千円であり、当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。なお、同社は、人材紹介事業を営んでおりますが、紹介対象者が異なり、実質的な競合関係にはありません。

② 社外監査役にに関する事項

監査役小林功一氏は、小林公認会計士事務所の所長を兼任しております。なお、当社は、小林公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。

監査役江尻隆氏は、弁護士法人西村あさひ法律事務所の社員を兼任しております。なお、当社は、弁護士法人西村あさひ法律事務所と同一の名称で業務を行っている西村あさひ法律事務所と顧問契約を締結しております。

③ 当事業年度中の主な活動状況

I 取締役会及び監査役会における出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 野田 稔	10回／10回	100%	—	—
取締役 清水 達也	10回／10回	100%	—	—
監査役 小林 功一	13回／13回	100%	13回／13回	100%
監査役 江尻 隆	13回／13回	100%	13回／13回	100%

- (注) 1. 取締役喜藤憲一氏は、平成27年5月23日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により社外取締役を退任いたしました。
2. 取締役野田稔及び取締役清水達也の両氏は、平成27年5月23日開催の第18期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、平成27年5月23日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

II 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・ 取締役野田稔氏は、会社経営者、大学教授等の経験から、中長期的な企業価値の向上を図る経営方針や経営改善等の積極的な提言を行い、また、経営陣・支配株主から独立した立場で、ユーザー、クライアント、取引先、株主及び従業員の各ステークホルダーの皆様の意見を反映し適宜適格な意見を述べております。
- ・ 取締役清水達也氏は、会社経営者としての経験から、中長期的な企業価値の向上を図る経営方針や経営改善等の積極的な提言を行い、経営陣・支配株主から独立した立場で、ユーザー、クライアント、取引先、株主及び従業員の各ステークホルダーの皆様の意見を反映し適宜適格な意見を述べております。
- ・ 監査役小林功一氏は、長年の公認会計士及び税理士としての経験から、会社財務・法務・税務に精通しており、それらの知識・経験等に基づき、当社の課題の把握に努め、監査役会において適宜必要な発言をするとともに、当該結果をもとにした提言を取締役に報告するなどしております。
- ・ 監査役江尻隆氏は、長年の弁護士として培われた法律知識に基づき、当社のコーポレートガバナンスに関する課題の把握に努め、監査役会において適宜必要な発言をするとともに、当該結果をもとにした提言を取締役に報告するなどしております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した時は、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任・不再任の決定を行う方針です。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

内部統制システムの整備に関する基本方針を次のとおり定め、経営環境の変化等に応じて業務分掌や職務権限など不断の見直しを行い、適正かつ効率的な体制を構築いたします。

また、この基本方針は社外に公表することとし、継続的な見直しによって必要な改訂を実施し、より適正かつ効率的な体制の構築を推進するよう努めます。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重する行動ができるように、「コンプライアンス基本方針」を定め、それを全取締役及び使用人に周知徹底させます。
- ② 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含めます。
- ③ 法務室をコンプライアンス担当部署とし、コンプライアンス体制の維持・向上を図ります。具体的には、取締役及び使用人に対し、定期的なコンプライアンス研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成します。
- ④ 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、外部に通報窓口を設け、内部通報制度を整備しております。
- ⑤ 反社会的勢力との関係を一切遮断します。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署を総務室と定め、その対応に係る規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制を整えます。
- ⑥ 監査役及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の状況を定期的に監査し、取締役会に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」、その他の社内規程に基づき、適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「経営危機管理規程」により事業上等のリスク管理に関する体制を定めます。事業活動上の重大な事態が発生した場合には、CEO指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えます。特に、個人情報等の取扱いに関するリスクに対しては、情報管理責任部門と情報管理責任者を設置し定期的に使用人への教育と内部監査を行い既に取得しているプライバシーマーク及びI S M S適合性評価制度の認証に基づいた管理体制の維持、向上を目指します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行います。また、社内規程で定められた決裁権限に従って、CEO、COO及び本部長が慎重かつ機動的な意思決定を行います。さらに、執行役員会議、本部において部署長以上で構成される会議体での審議を実施することで、取締役会ならびにCEO、COO及び本部長の意思決定が効率的になされるようにします。

業務執行に関しては、執行役員制及び本部制を導入し、「組織規程」、「業務分掌および職務権限に関する規程」等に従うことで、効率的かつ迅速に行います。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社に子会社を含むグループ会社がある場合、当社で定める「コンプライアンス基本方針」を当社グループにも周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指します。
- ② 当社に子会社を含むグループ会社がある場合、当社から子会社の取締役または監査役を派遣し、子会社における取締役の職務執行の監視・監督を行います。
- ③ 当社グループ間における取引条件については、恣意的なものとならないよう担当部署を設け、一般の取引条件と比較検討等により決定します。また必要に応じて専門家に確認します。
- ④ 内部監査室は、当社に子会社を含むグループ会社がある場合、当社グループ企業の内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会または監査役の求めまたは指示により、必要に応じて、その職務の執行を補助する人員を配置します。

当該人員の人事異動、評価等については、監査役会の意見を尊重します。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

各監査役は、原則として取締役会には全員出席します。取締役会においては執行役員会議等重要な会議体の審議事項についても報告を行います。また、取締役及び使用人は、当社もしくは子会社・関連会社に著しい損害を及ぼす事実が発生したまたは発生する恐れがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて監査役に報告します。さらに、監査役はいつでも、執行役員会議等各種会議の議事録及び議事資料を自由に閲覧することができるとともに、取締役及び使用人に報告を求めることができます。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会を月1回以上開催します。
- ② 各監査役は、監査役会とは別に、必要に応じて会議を開催します。
- ③ 監査役は、適時に会計監査人または内部監査人と会合を行い、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人または内部監査人に報告を求めます。
- ④ 監査役は、当社及びグループ会社（子会社を含むグループ会社がある場合）に関するリスク等に対して会社外部の専門家（税理士・弁護士等）との会合により報告を受けます。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当社取締役会は、「経営危機管理規程」を定め、これに基づき、毎年定期的に経営上発生するリスクを把握しております。これを踏まえ、体制の適切な構築や運用の是正が必要かを監督し、適切にリスクテイクに役立てております。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつと位置付けており、企業価値の増大に努め、財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施したいと考えております。

なお、当社では、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成28年2月29日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	12,012,471
現金預金	7,219,880
受取手形	405
売掛金	4,204,442
貯蔵品	12,523
前払費用	290,157
繰延税金資産	405,944
その他	21,242
貸倒引当金	△142,122
固定資産	3,313,583
有形固定資産	553,700
建物	614,244
構築物	151,097
車両及び運搬具	13,335
工具器具及び備品	536,724
土地	408
建設仮勘定	965
減価償却累計額	△763,075
無形固定資産	2,087,131
特許権	1,781
商標権	738
ソフトウェア	2,038,871
その他	45,740
投資その他の資産	672,751
破産更生債権等	11,458
長期前払費用	11,971
敷金	645,223
その他	15,555
貸倒引当金	△11,458
資産合計	15,326,055

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	4,552,113
買掛金	193,893
未払金	1,392,395
未払費用	598,101
未払法人税等	1,592,232
未払消費税等	438,728
預り金	44,922
前受収益	153,555
返金引当金	96,770
資産除去債務	5,892
その他	35,620
固定負債	388,996
繰延税金負債	40,957
株式給付引当金	73,413
資産除去債務	231,896
その他	42,727
負債合計	4,941,109
(純資産の部)	
株主資本	10,174,192
資本金	1,085,000
資本剰余金	1,135,509
資本準備金	4,100
その他資本剰余金	1,131,409
利益剰余金	8,449,837
利益準備金	223,582
その他利益剰余金	8,226,254
繰越利益剰余金	8,226,254
自己株式	△496,154
新株予約権	210,754
純資産合計	10,384,946
負債・純資産合計	15,326,055

(単位：千円)

損益計算書 (平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高	26,798,340	
売上原価	2,128,504	
売上総利益	24,669,835	
販売費及び一般管理費	17,507,418	
営業利益	7,162,417	
営業外収益		
受取利息	905	
保険配当金	5,190	
受取補償金	1,523	
受取保険金	1,456	
その他	3,724	12,800
営業外費用		
支払利息	1,656	
賃貸契約解約違約金	2,868	
その他	0	4,526
経常利益	7,170,691	
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益	7,170,691	
法人税、住民税及び事業税	2,486,996	
法人税等調整額	8,569	2,495,566
当期純利益	4,675,125	

株主資本等変動計算書 (平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計
当期首残高	1,085,000	4,100	1,131,409	1,135,509	112,450	4,773,575	4,886,026
当期変動額							
剰余金の配当						△1,111,314	△1,111,314
剰余金の配当による利益準備金積立					111,131	△111,131	—
当期純利益						4,675,125	4,675,125
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	111,131	3,452,679	3,563,810
当期末残高	1,085,000	4,100	1,131,409	1,135,509	223,582	8,226,254	8,449,837

(単位：千円)

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△495,134	6,611,401	32,290	6,643,691
当期変動額				
剰余金の配当		△1,111,314		△1,111,314
剰余金の配当による利益準備金積立		—		—
当期純利益		4,675,125		4,675,125
自己株式の取得	△1,019	△1,019		△1,019
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			178,463	178,463
当期変動額合計	△1,019	3,562,790	178,463	3,741,254
当期末残高	△496,154	10,174,192	210,754	10,384,946

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛品……………個別法に基づく原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)
- ② 貯蔵品……………最終仕入原価法に基づく原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	3年～18年						
構	築	物	15年～20年					
車	両	及	び	運	搬	具	5年	
工	具	器	具	及	び	備	品	2年～20年
- ② 無形固定資産……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
- ② 返金引当金……………エージェント事業における人材紹介手数料の将来の返金等に備えるため、将来発生すると見込まれる返金額を計上しております。
- ③ 株式給付引当金……………株式付与規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当期末において従業員に割り当てられたポイントに応じて、見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

2. 追加情報

(株式付与E S O P 信託制度について)

当社は、当社従業員の労働意欲・経営参画意識の向上を促すとともに株式価値の向上を目指した経営を一層推進することにより、中長期的な企業価値を高めることを目的とした信託型の従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P 信託」制度を平成24年5月より導入しております。

(1) 制度の概要

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式付与規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式付与規程に従い、信託期間中の従業員の等級や勤続年数に応じた当社株式を、在職時又は退職時に無償で従業員に交付します。

(2) 信託に残存する自社の株式

E S O P 信託口が所有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度122,985千円、1,918,000株であります。

3. 表示方法の変更

損益計算書

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「賃貸契約解約違約金」（前事業年度404千円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

4. 貸借対照表に関する注記

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行との間で当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	3,500,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	3,500,000千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	12,400,000株	49,600,000株	一株	62,000,000株

(注) 発行済株式総数の増加49,600,000株は、平成27年9月1日の株式分割(1:5)による増加であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,326,734株	5,307,411株	一株	6,634,145株

(注1) (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

平成27年9月1日の株式分割(1:5)による増加 5,306,936株(うち、E S O P信託口が所有する株式1,534,400株)
単元未満株式の買取りによる増加 475株

(注2) 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数に含まれているE S O P信託口が所有する当社の株式数は、期首383,600株、期末1,918,000株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成27年5月23日開催の第18期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 595,757千円
- ・1株あたり配当額 52円
- ・基準日 平成27年2月28日
- ・効力発生日 平成27年5月25日

(注) 配当金の総額には、E S O P 信託口が所有する当社株式383,600株に対する配当金19,947千円を含めております。

平成27年10月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 515,557千円
- ・1株あたり配当額 45円
- ・基準日 平成27年8月31日
- ・効力発生日 平成27年11月16日

(注1) 配当金の総額には、E S O P 信託口が所有する当社株式383,600株に対する配当金17,262千円を含めております。

(注2) 平成27年9月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行いました。上記については、当該株式分割前の株式数を基準に算定しております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成28年5月28日開催予定の第19期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 973,825千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株あたり配当額 17円
- ・基準日 平成28年2月29日
- ・効力発生日 平成28年5月30日

(注1) 配当金の総額には、E S O P 信託口が所有する当社株式1,918,000株に対する配当金32,606千円を含めております。

(注2) 平成28年5月28日定時株主総会決議に基づく1株あたり配当額については、株式分割後の数値で算定しております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	130,780千円
貸倒引当金	50,611千円
減価償却費	3,659千円
減損損失	417千円
未払費用	146,445千円
前受収益	50,826千円
資産除去債務	76,852千円
返金引当金	32,031千円
その他	25,163千円
繰延税金資産小計	<u>516,787千円</u>
評価性引当額	<u>△98,615千円</u>
繰延税金資産合計	<u>418,171千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△48,552千円
前払費用	△4,632千円
繰延税金負債合計	<u>△53,184千円</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>364,986千円</u></u>

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	405,944千円
固定負債－繰延税金負債	40,957千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、必要資金については銀行からの借入により調達しており、設備投資等が発生した場合は、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスクの管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことでリスクの軽減を図っております。

敷金は、建物賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては差入先の信用状況を定期的に把握することでリスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円) (※1)	時価 (千円) (※1)	差額 (千円)
① 現金預金	7,219,880	7,219,880	—
② 受取手形	405		
③ 売掛金	4,204,442		
貸倒引当金 (※2)	△142,122		
	4,062,725	4,062,725	—
④ 破産更生債権等	11,458		
貸倒引当金 (※2)	△11,458		
	—	—	—
⑤ 敷金	645,223	636,449	△8,774
資産計	11,927,829	11,919,054	△8,774
⑥ 買掛金	(193,893)	(193,893)	—
⑦ 未払金	(1,392,395)	(1,392,395)	—
⑧ 未払法人税等	(1,592,232)	(1,592,232)	—
⑨ 未払消費税等	(438,728)	(438,728)	—
⑩ 預り金	(44,922)	(44,922)	—
負債計	(3,662,172)	(3,662,172)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 受取手形、売掛金及び破産更生債権等に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金預金 ② 受取手形 ③ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としております。

⑤ 敷金

主として、オフィスの賃借時に差し入れている敷金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値を算定しております。

⑥ 買掛金 ⑦ 未払金 ⑧ 未払法人税等 ⑨ 未払消費税等 ⑩ 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円) (※)
固定負債 その他 (預り保証金)	(700)

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

これらについては、返還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、当該帳簿価額によっております。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)
現金預金	7,219,880	—	—
受取手形	405	—	—
売掛金	4,204,442	—	—
合計	11,424,727	—	—

(※1) 破産更生債権等（貸借対照表計上額11,458千円）については、償還予定額が見込めないため、上表には含めておりません。

(※2) 敷金については、償還予定が明確に確定できないため、上表には含めておりません。

8. 1株あたり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株あたり純資産額 | 183円76銭 |
| (2) 1株あたり当期純利益 | 84円44銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株あたり当期純利益 | 84円17銭 |

(注1) 1株あたり情報の算定に用いられた普通株式の発行済株式総数及び期中平均株式数からは、E S O P 信託口が所有する当社株式の数（当事業年度末1,918,000株、期中平均株式数1,918,000株）を控除しております。

(注2) 平成27年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株あたり純資産額、1株あたり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株あたり当期純利益金額を算定しております。

※ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年4月12日

ディップ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 杉山 勝 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 義仁 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ディップ株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員的一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月13日

ディップ株式会社 監査役会

常勤社外監査役	小林	功一	㊟
社外監査役	江尻	隆	㊟
監査役	望月	明彦	㊟
監査役	喜藤	憲一	㊟

以上

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第19期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金17円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は973,825,535円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年5月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招へいを容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社定款第30条第2項(取締役の責任軽減等)及び第41条第2項(監査役の責任軽減等)の一部を変更するものであります。なお、第30条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第29条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任軽減等)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>第1条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任軽減等)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる</u>損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条～第40条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任軽減等)</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第42条～第48条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任軽減等)</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第42条～第48条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

現任取締役7名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢）	現在の当社における地位・担当	出席率 (出席回数/取締役会)
1	再任 富田英揮 (満49歳)	当社代表取締役社長 兼 CEO (最高経営 責任者)	100% (13回/13回)
2	再任 岩田和久 (満52歳)	当社取締役COO (最 高執行責任者) 兼 メディア事業本部長	100% (13回/13回)
3	再任 大友常世 (満56歳)	当社取締役戦略推進担 当 兼 CHO (最高 人事責任者) 兼 人 事本部長	100% (13回/13回)
4	再任 植木克己 (満51歳)	当社取締役CIO (最 高情報責任者) 兼 商品開発本部長	100% (13回/13回)
5	再任 渡辺永二 (満46歳)	当社取締役 執行役員 経営管理本部長	100% (13回/13回)
6	再任 野田稔 (満58歳)	社外役員 独立役員 当社取締役	100% (10回/10回)
7	再任 清水達也 (満57歳)	社外役員 独立役員 当社取締役	100% (10回/10回)

- (注) 1. 取締役の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。
2. 取締役野田稔及び取締役清水達也の両氏は、平成27年5月23日開催の第18期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、平成27年5月23日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

1

とみ た ひで き
富田英揮 (昭和41年9月5日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当

平成2年4月	株式会社地産入社	平成18年6月	ディップエージェント株式会社代表取締役会長
平成3年11月	愛知ゴルフサービス株式会社入社	平成21年5月	当社代表取締役CEO (最高経営責任者)
平成4年5月	株式会社フォーラム入社	平成22年5月	当社代表取締役社長 兼 CEO (最高経営責任者)
平成9年3月	当社設立 当社代表取締役社長	平成22年9月	当社代表取締役社長 兼 CEO (最高経営責任者) 兼 医療事業本部長
平成16年10月	株式会社イー・エンジン代表取締役会長	平成23年3月	当社代表取締役社長 兼 CEO (最高経営責任者) (現任)
平成17年6月	株式会社なでしこキャリア取締役		
平成18年3月	当社代表取締役社長 最高経営責任者 株式会社ブックデザイン代表取締役会長		

所有する当社の株式の数 **1,030,000株**

取締役候補者とした理由

富田英揮氏は、当社創業者として、当社が展開するすべての事業の立ち上げ、運営に関わり、当社事業に最も精通する人物として、当社における豊富な業務執行経験を有しております。こうした経験を踏まえ、当社を牽引する代表取締役社長兼CEO (最高経営責任者) として適任と判断したため、候補者といたしました。

2

いわ た かず ひさ
岩 田 和 久 (昭和38年10月1日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当

昭和61年4月	株式会社産報通信社入社	平成21年9月	当社取締役 執行役員専務エージェンツ事業本部長
平成12年5月	当社入社	平成22年6月	当社取締役 執行役員専務 HRソリューション事業本部長
平成14年6月	当社取締役	平成23年3月	当社取締役 執行役員専務はたらこカンパニー プレジデント
平成16年10月	株式会社イー・エンジン取締役	平成23年5月	当社取締役 執行役員常務はたらこカンパニー プレジデント
平成17年5月	当社常務取締役	平成24年3月	当社取締役 執行役員常務エージェンツカンパ ニープレジデント
平成18年3月	当社常務取締役 常務執行役員	平成25年3月	当社取締役 執行役員常務メディア第一事業本 部長
平成19年2月	当社取締役 執行役員常務はたらこねっと事業 本部・アウトソーシング事業本部管掌	平成26年3月	当社取締役COO (最高執行責任者) 兼 メ ディア事業本部長 (現任)
平成19年9月	当社取締役 執行役員常務アウトソーシング事 業本部長		
平成20年6月	当社取締役 執行役員常務エージェンツ 事業統括はたらこねっと事業本部長		
平成21年5月	当社取締役 執行役員専務エージェンツ 事業統括はたらこねっと事業本部長		

所有する当社の株式の数 211,400株

取締役候補者とした理由

岩田和久氏は、平成12年5月に当社入社以来、当社の基幹事業である「バイトル」「はたらこねっと」「ナースではたらこ」のシェア拡大及び当社の業績向上に貢献し、各事業を管掌する役職を歴任しております。こうした当社における豊富な業務執行の経験を踏まえ、当社の業務執行を指揮する取締役COO（最高執行責任者）として適任と判断したため、候補者といたしました。

3

おお とも つね よ
大友常世 (昭和34年8月2日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当

昭和58年4月	株式会社札幌ミサワホーム入社	平成19年5月	当社代表取締役副社長 最高執行責任者
昭和58年10月	株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス)入社	平成21年5月	当社代表取締役社長 兼 COO (最高執行責任者)
平成4年4月	同社 広報企画部長	平成22年5月	当社代表取締役COO (最高執行責任者)
平成6年10月	同社 ダイレクトマーケティング事業部長	平成22年12月	当社代表取締役COO (最高執行責任者) 兼 パートナー事業本部長
平成14年4月	株式会社リクルートスタッフینگ執行役員	平成23年3月	当社代表取締役COO (最高執行責任者) 兼 メディカルカンパニープレジデント
平成16年4月	株式会社リクルートフロムエーキャストینگ常務取締役	平成23年5月	当社取締役 最高顧問
平成17年10月	当社入社 常務執行役員	平成25年5月	当社取締役COO (最高執行責任者)
平成18年3月	当社執行役員副社長 最高執行責任者 株式会社ブックデザイン取締役	平成26年3月	当社取締役CHO (最高人事責任者) 兼 人事本部長
平成18年4月	株式会社イー・エンジン代表取締役会長	平成26年5月	当社取締役戦略推進担当 兼 CHO (最高人事責任者) 兼 人事本部長 (現任)
平成18年5月	当社取締役 執行役員副社長 最高執行責任者		
平成18年6月	ディップエージェント株式会社取締役		

所有する当社の株式の数 **177,800株**

取締役候補者とした理由

大友常世氏は、平成17年10月に当社入社以来、強いリーダーシップで当社事業を牽引してきた実績と求人広告事業における豊富な経験を持つことから、取締役戦略推進担当候補者といたしました。

また、求人広告業界において培った高い見識、業界のサービスに精通し、人事戦略においても豊富な知見を有していることから、人事担当取締役として適任であると判断し、取締役兼CHO (最高人事責任者) 候補者といたしました。

4

う え き かつ み
 植 木 克 己 (昭和39年5月29日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当

昭和62年4月	株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス)入社	平成24年3月	当社執行役員常務C I O (最高情報責任者)兼 システム企画本部長
平成18年4月	当社入社 執行役員商品企画本部副本部長兼システム企画部長	平成24年5月	当社取締役 執行役員常務C I O (最高情報責任者) 兼 システム企画本部長
平成18年9月	当社執行役員システム企画本部長	平成25年3月	当社取締役 執行役員常務C I O (最高情報責任者) 兼 商品開発本部長
平成19年9月	当社執行役員商品開発本部長	平成26年3月	当社取締役C I O (最高情報責任者) 兼 商品開発本部長(現任)
平成21年5月	当社執行役員常務商品開発本部長		
平成22年10月	当社執行役員常務システム企画本部長		

所有する当社の株式の数 **98,400株**

取締役候補者とした理由

植木克己氏は、平成18年4月に当社入社以来、IT分野及びネットマーケティングに対する深い見識を発揮し、当社商品開発部門を管掌し、当社の媒体販売力を強力に推進してまいりました。さらには、新たな事業開発力、豊富な組織運営の知見を有しております。そのため、当社取締役C I O (最高情報責任者)として適任であると判断し、候補者といたしました。

5

わた なべ えい じ
渡 辺 永 二 (昭和45年3月7日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当

平成3年4月	株式会社エスアールエル入社	平成24年3月	当社執行役員社長室長 兼 管理本部副本部長
平成18年8月	当社入社	平成25年3月	当社執行役員管理本部長
平成20年1月	株式会社リクルートエージェント(現 株式会社リクルートキャリア)入社	平成26年3月	当社執行役員経営管理本部長
平成20年9月	当社入社	平成26年5月	当社取締役執行役員 経営管理本部長(現任)
平成21年3月	当社経営企画室長		
平成23年3月	当社執行役員社長室長		

所有する当社の株式の数 **35,100株**

取締役候補者とした理由

渡辺永二氏は、当社において、広報・IR、財務・経理関連業務に従事し、経営企画室長や管理本部副本部長を経て、現在では経営管理本部長を務めております。このように、同氏は、当社コーポレート部門における豊富な業務経験と、経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、経営管理本部を所管する取締役として適任であると判断し、候補者といたしました。

6

の
だ
み
の
野 田 稔

(昭和32年6月18日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当

昭和56年4月	株式会社野村総合研究所入社	平成20年4月	明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科教授（現任）
平成13年4月	多摩大学経営情報学部助教授	平成20年4月	株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）リクルートワークス研究所特任研究顧問（現任）
平成13年4月	株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）新規事業担当フェロー	平成25年4月	特定非営利活動法人大学教育と就職活動のねじれを直し、大学生の就業力を向上させる会理事（現任）
平成13年4月	株式会社ワトソンワイアットジャパン（現 タワーズワトソン株式会社）取締役	平成25年9月	一般社団法人社会人材学舎代表理事（現任）
平成13年5月	株式会社ヴァイセコーポレーション代表取締役（現任）	平成25年12月	株式会社社会人材コミュニケーションズ代表取締役
平成17年4月	多摩大学経営情報学部教授	平成26年1月	一般社団法人Japan Innovation Network理事（現任）
平成17年4月	同大学大学院教授	平成27年5月	当社取締役（現任）
平成18年2月	特定非営利活動法人じぶん未来クラブ理事（現任）		
平成18年10月	特定非営利活動法人アイ・エス・エル主幹事（現任）		
平成19年11月	株式会社ジェイフィール代表取締役		

■ 重要な兼職の状況

株式会社ヴァイセコーポレーション代表取締役

所有する当社の株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由

野田稔氏は、株式会社野村総合研究所において、組織人事分野を中心に多数のプロジェクトに携わったのち、現在は大学教授として経営学を研究しており、経営戦略分野の専門家として長年の経験と知見があることから、社外取締役として当社にとって有効なアドバイス及び監視・監督機能を期待できるものと考え、当社社外取締役として適任と判断し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

■ 略歴、当社における地位、担当

昭和57年4月	株式会社リクルート(現 トホールディングス)入社	平成21年11月	株式会社ベネッセホールディングス顧問
平成12年4月	同社 執行役員	平成22年2月	同社 入社 経営企画部長
平成15年6月	同社 取締役常務執行役員	平成23年2月	株式会社光通信 上席執行役員
平成18年6月	同社 顧問	平成23年4月	株式会社DEIBA Company(デアイバカンパニー) 代表取締役(現任)
平成20年4月	株式会社カプコン入社	平成27年5月	当社取締役(現任)
平成20年11月	CAPCOM U.S.A., INC. 取締役		

■ 重要な兼職の状況

株式会社DEIBA Company(デアイバカンパニー) 代表取締役

所有する当社の株式の数 **0株**

社外取締役候補者とした理由

清水達也氏は、株式会社リクルート(現 トホールディングス)において、幅広い経営管理を経験したのち、多くの企業において重要職を歴任し、現在は新卒就職支援サービスや企業の採用向上セミナー等を実施する株式会社DEIBA Company(デアイバカンパニー)の代表取締役であります。同氏が豊富な経営に関する経験を有していることから、社外取締役として当社においても有効なアドバイス及び監視・監督機能を期待できるものと考え、当社社外取締役として適任と判断し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

(注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。

清水達也氏は、株式会社DEIBA Company(デアイバカンパニー)の代表取締役を兼務し、同社は当社と取引関係がありますが、その取引金額は第19期において600千円であり、当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。なお、同社は、人材紹介事業を営んでおりますが、紹介対象者が異なり、実質的な競争関係にはありません。

2. 上記以外の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 野田稔及び清水達也の両氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。

4. 社外取締役候補であります野田稔及び清水達也の両氏につきましては、承認された場合、当社は両氏の間で会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を上限とする責任限定契約を締結することを検討中であります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」及び「ストックオプション」で構成されていますが、新たに、当社の取締役を対象に、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものがあります。なお、取締役に対するストックオプションにつきましては、本株主総会における本制度の導入の承認を条件として、今後、新規の発行を原則として行わないものとします。

本制度の導入は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、平成27年5月23日開催の第18期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額700,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給することを提案いたします。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役7名選任の件」が原案通り承認可決されますと5名となります。

本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位及び業績目標の達成度に応じて付与されるポイント数に相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を当該信託を通じて取締役に交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。ただし、取締役が当社株式等の交付等を受けるのは、取締役退任時となります。（詳細は(2)以降のとおり。）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 （下記(2)のとおり。）	・ 5事業年度を対象として、合計400,000千円
取締役が取得する当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法 （下記(2)及び(3)のとおり。）	・ 上限となる株数は1年あたり40,000株であり、発行済株式の総数（平成28年2月29日時点自己株式を控除した）に対する割合は約0.069% ・ 当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得

③業績達成条件の内容 (下記(3)のとおり)	・業績連動ポイント(下記(3)のとおり。)は、毎年の会社業績指数(売上高、営業利益)の目標達成度に応じて変動(0～150%の範囲)
④取締役に対する当社株式等の交付等の時期(下記(4)のとおり。)	・退任時

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、連続する5事業年度(当初は平成29年2月末日で終了する事業年度から平成33年2月末日で終了する事業年度までの5事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各5事業年度とする。以下「対象期間」といい、対象期間内の各事業年度を以下「評価対象事業年度」という。)を対象として、本制度を導入します。

当社は、対象期間ごとに合計400,000千円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間5年間の信託(以下「本信託」という。)を設定(下記の信託期間の延長を含む。以下同じ。)します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社(自己株式処分)から取得します。

当社は、信託期間中、取締役に対するポイント(下記(3)のとおり。)の付与及び当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の5事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計400,000千円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、400,000千円の範囲内とします。

(3) 取締役が取得する当社株式数の算定方法及び上限

取締役に對して交付される当社株式数は、一定の算定式に従って、業績目標の達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、取締役会において定めます。なお、1ポイント=1株とし、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付される当社株式の数を調整します。

まず、毎年一定の時期に取締役として在任する者には、各評価対象事業年度の末日以降、以下の算定式に従って当該評価対象事業年度に係るポイントが付与されます。

(ポイントの算定式)

基準ポイント ÷ 2 (=固定ポイント) + 基準ポイント ÷ 2 × 業績連動係数 (=業績連動ポイント)

※ 小数点以下の端数は切り捨て

- ※ 基準ポイントは、当該評価対象事業年度における役位別の基準金額に基づき定めます。基準金額の水
準は、職責や職務内容のほか、役員報酬における他の金銭報酬との割合を適切に考慮して決定します。
- ※ 業績連動係数は、当該評価対象事業年度の売上高及び営業利益の目標達成度に基づき決定します。な
お、業績連動係数は、目標達成度に応じて0～150%の比率で変動し、目標達成度が80%以下の場合、
業績連動ポイントは付与しないものとします。

受益者要件を充足する者には、退任時に、上記の算定式に従って毎年付与されるポイントの累積値（以下「株式交付ポイント」という。）に応じた数の当社株式数について、本信託から当社株式等の交付等を行うもの
とします。

本信託において取締役が付与される1年あたりのポイント総数は、40,000ポイントを上限といたします。
この場合、取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式の総数は、1年あたり40,000株となり
ます。この上限交付株式数は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役は、退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるも
のとし、ます。このとき、当該取締役は、当該株式交付ポイントの50%（単元未満株式は切り捨て）の当社株式
について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるもの
とします。

なお、信託期間中に取締役が死亡した場合、原則としてその時点で付与されている株式交付ポイントに応じ
た当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受
けるものとします。また、信託期間中に取締役が国内非居住者となった場合は、原則としてその時点で付与さ
れている株式交付ポイントに応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭
の給付を当該取締役が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されない
ものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加抛出の都度、
取締役会において定めます。

(参考)

なお、本制度の詳細については、「当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」
(後掲ご参考：平成28年4月13日付プレスリリースの抜粋)をご参照下さい。

(ご参考：平成28年4月13日付プレスリリースの抜粋)

1. 役員報酬に関する基本方針

(1) 企業理念

当社は、「私たち d i p は夢とアイデアと情熱で社会を改善する存在となる」という企業理念のもと、ブランドステートメント「One to One Satisfaction」を掲げ、ディップをとりまくステークホルダー（ユーザー、クライアント、パートナー、株主及び社員）の皆様へ、当社が発信するアイデア、企業姿勢に共感していただくことで、ひとりひとりにご満足いただき、継続的な事業の発展と社会貢献を実現したいと考えております。

当社は、取締役に対する報酬を中長期的な企業価値向上を図るためのインセンティブとして位置づけ、下記を「役員報酬に関する基本方針」として定めました。

<役員報酬に関する基本方針>

- ① 企業理念・ブランドステートメントに根差した制度であること
- ② 優秀な人材の確保・維持ができる制度であること
- ③ 中長期的な企業価値向上にインセンティブが働く制度であること
- ④ 株主と利害を共有する制度であること
- ⑤ 報酬制度のプロセスが、客観的で透明性の高いものであること

(2) 役員報酬の水準

優秀な人材の確保・維持のため、同業他社やグローバルに事業展開する日本国内の主要企業の水準を参考に、経済環境、業界動向、経営状況等を勘案したうえで、役割と責任及び業績に見合った水準を目安として決定しています。

(3) 役員報酬の構成

① 取締役の報酬

取締役の報酬は、企業理念・ブランドステートメントを実践する優秀な人材の確保・維持のため、職責に基づく「基本報酬」と、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や、株主重視の経営意識を高めるため、中長期インセンティブとして「業績連動型株式報酬」により構成いたします。

② 社外取締役及び監査役の報酬

経営に対する独立性の強化を重視し、その職務内容と責任に見合った優秀な人材の確保・維持のため、「基本報酬」のみを支給いたします。

(4) 業績連動報酬

取締役の中長期的な経営目標の達成と持続的な企業価値の向上への意欲を高めるため、平成28年度より本制度を導入いたします。

本制度は、役別別に定まる株式報酬額の一定割合につき、会社業績目標の達成度により、0～150%の範囲

で交付株式数を変動させたいうえで、交付することといたします。業績目標の指標は売上高及び営業利益を1：1の比率で採用いたします。

(5) 役員報酬の決定手続

株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、適宜独立社外取締役の関与を経て、取締役（社外取締役含む）の報酬については取締役会によって、監査役の報酬については監査役の協議によって、それぞれ決定いたします。

(6) 取締役による当社株式の継続保有

当社は、本制度を通じて取締役に交付する当社株式につき、退任するまで交付しないこととし、自らの退任後1年が経過した時まで継続保有することを取締役に義務付けることといたします。これは、株主と取締役の利害を共有すること、及び持続的な企業価値の向上に向けて健全な中長期インセンティブをより一層付与することを目的としております。

(7) 返還請求

当社の取締役が、報酬として本制度におけるポイントまたは当社株式（及びこれを換価した金銭）を取得した後、取締役としての職務の重大な違反もしくは社内規程の重大な違反があることが判明した場合または同業他社等に就職等（当該同業他社等の取締役等に就任すること、もしくは当該同業他社等の従業員として就職すること等）をしていることが判明した場合（退任後1年以上経過後は除く）、当社は当該取締役に対して付与・交付・給付したポイント、当社株式及び金銭につき、全てまたは一部返還を求めることができる制度とする予定です。

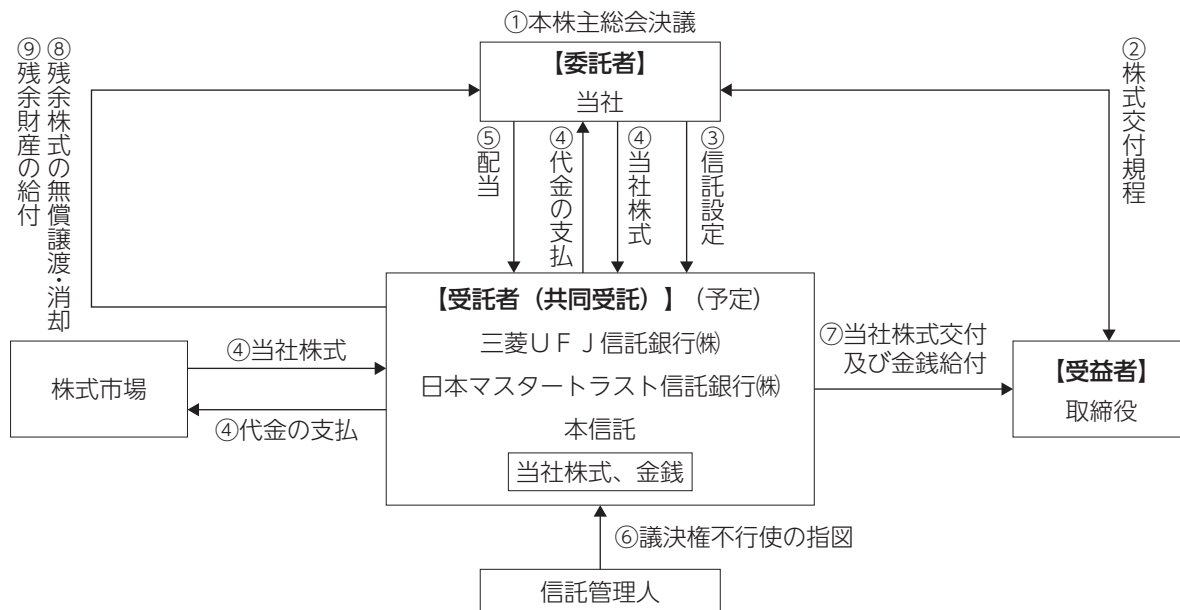
(8) 開示の方針

当社の役員報酬制度の内容については、各種法令及びコーポレートガバナンス・コード等に基づき作成・開示することとなる有価証券報告書、株主総会参考書類、事業報告、コーポレートガバナンス報告書及びホームページ等を通じ、当社株主を含むステークホルダーに対し、迅速に開示いたします。

2. 本制度の導入

本制度を導入するにあたり、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という）と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、BIP信託により取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）を業績目標の達成度等に応じて取締役に交付及び給付（以下「交付等」という）するものです。

3. BIP信託の仕組み



- ① 当社は本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬の決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①の本株主総会の決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 受託者（本信託）は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における役位や会社業績の達成度に応じて、取締役に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に、付与されたポイント数の一定割合に相当する当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 毎事業年度における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行う

予定です。

⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

なお、当社は、本株主総会決議で承認を受けた株式取得資金の範囲内、かつ、上限交付株式数の範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

当社の使用人に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の使用人に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、当社の使用人に対し新株予約権を無償で発行したいと存じます。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権3,600個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式360,000株式を上限とし、下記(3)①により付与株式数（以下に定義される。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権と引換えに払込む金銭

その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

I 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

II 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

III さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当または他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当または配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から3年間とする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

I 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

II 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記I記載の資本金等増加限度額から上記Iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥ 新株予約権の取得条項

以下のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、ⅣまたはⅤの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

Ⅰ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

Ⅱ 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

Ⅲ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

Ⅳ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

Ⅴ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑦ 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

Ⅰ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

Ⅱ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

Ⅲ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

Ⅳ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記Ⅲに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

Ⅴ 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

Ⅵ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。

Ⅶ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

Ⅷ 新株予約権の取得条項

上記⑥に準じて決定する。

Ⅸ その他の新株予約権の行使の条件

下記⑨に準じて決定する。

⑧ 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

Ⅰ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社または当社の子会社の役員もしくは従業員のいずれかの地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社の従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

Ⅱ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

Ⅲ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した時点以降、新株予約権者は未行使の本新株予約権の全部を行使することができなくなり、同時点において未行使の本新株予約権全部を放棄するものとし、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継しないものとする。

Ⅳ 新株予約権者は、本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して、譲渡、担保権の設定、遺贈その他一切の処分をしないものとする。

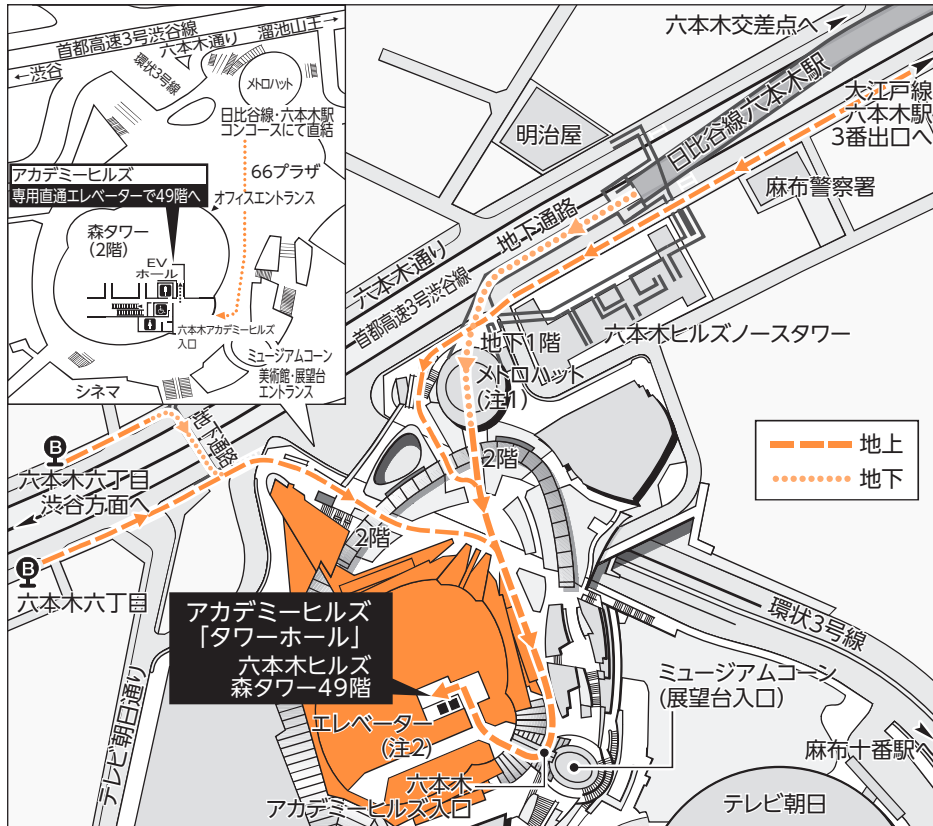
Ⅴ この他の条件は、本総会及び本新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

以上

メモ欄

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ「タワーホール」



(注1) メトロハットは地下1階から2階までの直通エスカレーターによる六本木ヒルズ専用出入口です。日比谷線六本木駅下車の場合は、こちらをご利用下さい。

バス・大江戸線六本木駅下車の場合は、六本木ヒルズ内の階段・エスカレーターにて、2階にお上がり下さい。

(注2) 六本木アカデミーヒルズ（森タワー49階）への専用直通エレベーターです。

交通ご案内

<地下鉄> 東京メトロ日比谷線/六本木駅（メトロハットへ直結）会場まで徒歩約5分

都営大江戸線/六本木駅（3番出口）会場まで徒歩約10分

<バス> 都営01系統バス/渋谷～六本木ヒルズ「六本木ヒルズ」下車

会場まで徒歩約5分

都営01系統バス/新橋～渋谷「六本木六丁目」下車

会場まで徒歩約10分

駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

